Ｃ．構造計算適合性判定における明示漏れ事例

**構造計算適合性判定における明示漏れ事例**

建築基準法施行規則第3条の7に規定する構造計算適合性判定の申請書に添付される図書や構造計算書（以下、判定図書という）には、建築基準法施行規則第1条の3で規定される明示すべき事項の記載が義務付けられている。

　しかし、構造計算適合性判定においては、建築基準法施行規則に規定される明示すべき事項が図面に明示されていない等、構造計算適合性判定員が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの判断を行うために必要な明示が漏れている事例がある。

　ここでは、判定図書の明示漏れをあらかじめ防止し、構造計算適合判定の円滑化を図るため、構造計算適合性判定においてよくある明示漏れの事例を紹介する。

|  |
| --- |
| ブレース芯・梁芯の明示 |
| 【明示漏れ事例】鉄骨造のブレース芯、梁芯の位置がわかる図面がない。 |
| 【明示すべき理由】鉛直ブレースは梁芯、柱芯、間柱位置などの関係により納まりが変わり、検討内容が異なる。また、アンカーボルトとブレース位置の関係がわかる図面も添付が必要となる。ブレースのねらい点は偏心曲げモーメントの検討とも関係する。 |

|  |
| --- |
| 軸組図の基礎・基礎梁の明示 |
| 【明示漏れ事例】鉄骨造の軸組図に基礎・基礎梁の躯体が記載されていない。（レベル等の寸法を含む） |
| 【明示すべき理由】軸組図に明示すべき事項は「構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法」等となっている。鉄骨柱脚位置と基礎・基礎梁レベルとの関連を把握できるように鉄骨造の軸組図には基礎部分の表示が必要となる。 |

|  |
| --- |
| テーパー管の詳細の明示 |
| 【明示漏れ事例】鉄骨造の柱梁接合部のテーパー管において、材質、製造方法の明示がない。 |
| 【明示すべき理由】テーパー管は大臣認定品を使用するか4面ボックスが一般的である。4面ボックスの場合は溶接方法、材質を表示する必要がある。柱がBCRやBCPの場合、強度は490N級鋼以上となる。なおプレス曲げの場合は外側曲げ半径が板厚の10倍以上の曲げ加工となり応力伝達に注意が必要である。 |

|  |
| --- |
| ターンバックル付ブレース材の明示及び検討 |
| 【明示漏れ事例】ターンバックル付ブレース材の材質および接合ボルト孔径が明示されていない。（ターンバックル付ブレースは大臣認定品またはJIS製品のみ使用可） |
| 【明示すべき理由】ターンバックル付ブレースの材質は、ターンバックルボルトはSNR400Bで羽子板はSN400B、孔径は高力ボルトの支圧接合ゆえに、軸径+1.0～1.5mm (ガセットプレートの孔径も同じ）となる。JIS製品においては、ブレース接合部の検討はガセットおよびその溶接部となる。 |

|  |
| --- |
| 荷重伝達方向の明示 |
| 【明示漏れ事例】胴縁において、荷重伝達方向に対して、強軸・弱軸の方向が明確に記載されていない。 |
| 【明示すべき理由】断面に方向性のある部材は構造図で配置方向を明示することが必要である。 |

|  |
| --- |
| 基礎・杭・地盤改良等の位置の明示 |
| 【明示漏れ事例】基礎伏図等において、基礎、杭、地盤改良体などの通り芯からの位置が明示されていない。 |
| 【明示すべき理由】構造耐力上主要な部分の位置・寸法、および支持地盤の位置を構造図に明示する必要がある。 |

|  |
| --- |
| 基礎と支持地盤の位置の明示 |
| 【明示漏れ事例】柱状図等（基礎・地盤説明書）において設計GLが明示されていない。 |
| 【明示すべき理由】柱状図等に設計GLを明示する必要がある。 |